

第4期川西市中心市街地活性化基本計画策定業務 作業項目

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、第4期川西市中心市街地活性化基本計画策定業務を委託する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

当業務は、中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という。）に基づき、平成22年11月に作成し、内閣総理大臣に認定された「川西市中心市街地活性化基本計画」（以下「基本計画」という。）の第3期基本計画が期間終了することから、第4期基本計画を作成し、再度、内閣総理大臣の認定をめざすとともに、本市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための第4期基本計画を策定する。

そのため、第3期基本計画における取り組みの検証・評価を行うとともに、統計資料の収集・分析及び基本方針、ならびに第4期基本計画の作成と認定に係る支援を行うものである。

2. 業務内容

（1）中心市街地の現状把握・分析・調査

- ・第3期基本計画における調査事項を参考としつつ、中心市街地の現況把握ならびに活性化方策検討に必要な各種統計資料、既往調査データの収集、整理、推計、分析と資料編の作成を行う。
- ・まちなか滞留実感調査の結果分析、整理等を重点的に行う。

（2）第3期基本計画の達成状況の把握及び分析

①第3期基本計画事業の進捗状況・効果把握

- ・第3期基本計画における活性化事業の実施状況の把握、ならびに事業効果の検証・分析・評価を行う。

②数値目標の達成状況の把握・分析

- ・第3期基本計画における数値目標の達成状況を把握するとともに、前項①や「（1）中心市街地現状把握・分析」を踏まえ、達成状況について分析・評価を行うとともに、現行施策の問題点や対応方向等について考察を行う。

③第3期基本計画の総括と活性化の課題整理

- ・上記までの検討を踏まえ、第3期基本計画の総括を行うとともに、活性化の課題について抽出・整理を行う。

(3) 第4期基本計画の検討

①計画の基礎的事項の検討・設定

- ・国の基本方針等を踏まえ、市総合計画や都市計画マスタープランほか、各種計画との整合を図りつつ、計画の基礎的事項の検討・設定を行う。
- ・基礎的事項として、中心市街地活性化の基本方針及び目標、指標・数値目標の検討・設定を行うものとする。
- ・特にみつなかホール及び旧文化会館の今後の状況を鑑み、本市の中心市街地の活性化かつ最大限発揮できる計画になるよう検討を行うものとする。

②活性化事業の検討・設定

- ・上記①の活性化の目標の実現に必要な所要事業の検討・設定を行う。
- ・(1)～(2)の検討結果や、庁内関係課や協議会等の協議結果、ならびに国・県の支援策を踏まえ、検討・設定するものとする。

(4) 第4期基本計画の策定・認定に係る支援

①第4期基本計画の策定支援

- ・(1)～(3)に検討成果をもとに、国の認定申請マニュアル等に基づき、第4期基本計画の作成を行う。
- ・基本計画本編ならびに概要版の作成を行う。
- ・パブリックコメントなど、基本計画の策定に係る業務について支援を行う。
- ・委託者発意による打ち合わせについては、対面又はオンラインにより随時対応を行う。

②認定に係る支援

- ・第4期基本計画の認定に係る内閣府との協議・調整に対し、基本計画書の修正など適宜支援を行う。

3. 成果品

①業務報告書：3部

②第4期基本計画本編：原稿一式（デジタルデータ）

③第4期基本計画概要版：原稿一式（デジタルデータ）

④①～③ならびに業務に係る電子データ一式